

も数多く発生しているはずですが、

なぜ、いじめはなくなるらないのでしょうか。ケースによって異なりますが、次のような点こそ、学校教育の場でのいじめがなくならない要因であり、今後、児童・生徒や親、教師、地域の方々が真剣に取り組まなければならない大きな課題です。

- 家庭でも学校でも、衣食住や安定、承認、所属感、愛情などの「人間としての基本的な欲求」が十分充足されないために、気持ち不安定で、常に苛々している児童・生徒があり、そのような子のうち、ともすると善悪の判断力が乏しく、人権感覚が未成熟で、攻撃性の強い子が、いじめ行為によって、成長上のストレスを発散していること
- 人権感覚が乏しく、いじめの深刻さに対する認識が不十分なこと
- いじめられた児童・生徒の苦しみや切なさ、屈辱感などへの共感的な理解と支援が圧倒的に足りないこと
- 被害児童・生徒にも、いじめられる理由がある、という考え方が根深く潜在していること
- いじめられていることを、親や教師、友達に打ち明けて、いじめの解決に努めることは、自分の身を守るだけでなく、加害児童・生徒も守る「正義発」であるが、「チクる」行為である

として、極端に嫌がる傾向を多くの子が持っていること

○親が、いじめは許されない行為であると承知していても、我が子が加害の側になると、「遊びだ」「ふざけっこだった」「仲良くプロレスの技をかけ合っていた」「子ども同士のケンカで、いじめではない」「以前、うちの子も同じようなことをやられた」といった正当化や責任転嫁によって、あるいは、都合のよい「いじめの定義」の拡大解釈によって、子どもの成長にとって不可欠な「壁」の役割を果たさないこと

殊に、「いじめられる理由がある場合は、いじめられても仕方がない」という考え方は、いじめの根絶の大きな妨げになっており、いじめに対する偏見と申し上げても過言ではありません。なぜならいじめは、人権と犯罪に関わる反社会的な問題行動であるからです。

人は誰も、大人でも子どもでも未熟な点や至らない面があります。子どもにとって、そのような欠点や短所は、その子の成長上の課題です。いかなる動機や理由があっても、犯罪が許されないように、当該児童・生徒の成長上の課題を理由に、いじめ行為をしてはならないのです。

理由の有無に関係なく、人の尊厳を傷

つけたり（人を馬鹿にすること）、人を疎外したり（人を仲間外しにすること）、人の心と体を攻撃したり（人をいじめること）する行為を絶対にしてはならないことを、親と教師は、全身全霊で、子どもが納得できるまで何度でも教えるべきです。



インフルエンザの流行に備えよう!

環境保健係

インフルエンザは、毎年1月上旬から3月を中心に流行しています。

インフルエンザ

ザを予防する方法の1つには、予防接種がありますが、予防接種が十分な効果を維持する期間は、注射後約2週間後から約5ヶ月とされています。過去の発生状況から考えて、予防接種の有効性を高めるためには、一般に10月～12月中旬までに接種を受けることが適当とされています。

※町が行う65歳以上対象の予防接種は10月1日からの予定です。対象の方には個別に通知があります。

予防接種に加え、日頃からの手洗い・うがいに加えて、十分な栄養と睡眠で抵抗力を高めましょう。咳などの症状がある場合は、早めに自宅で休養をとったり、医療機関への受診など「ひろげない」配慮にも心がけていきましょう。

相談時間等

月・水・金曜日

- 立科小学校/午前9時～午前11時30分
電話 56-3131 (呼)・有線2190 (呼)
- 立科中学校/午後2時～午後5時
電話 56-1076 (呼)・有線2251 (呼)
- 立科町児童館/
午前11時40分～午後1時30分
電話 56-0303 (直通)
有線 8889 (直通)

※予約をされる方は児童館または小・中学校の教頭先生へご連絡をお願いします。